

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務に係る手数料(性能向上計画認定申請)

分類			性能向上計画認定申請	性能向上計画変更認定申請			
適合証あり(注1)	一戸建て住宅		5,100	3,700			
	一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分	当該部分の床面積の合計が300㎡未満	9,700	6,900		
			当該部分の床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満	21,000	15,000		
			当該部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満	46,000	32,000		
			当該部分の床面積の合計が5,000㎡以上	81,000	57,000		
		非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300㎡未満	9,700	6,900		
			当該部分の床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満	16,700	11,800		
			当該部分の床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満	27,100	19,100		
			当該部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満	80,400	56,400		
	一戸建て住宅	誘導仕様基準	当該部分の床面積の合計が200㎡未満	20,000	14,000		
		誘導仕様基準以外	当該部分の床面積の合計が200㎡以上	22,000	15,000		
	適合証なし(注2)	一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分	誘導仕様基準	当該部分の床面積の合計が300㎡未満	38,000	26,000
				当該部分の床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満	66,000	46,000	
				当該部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満	118,000	83,000	
当該部分の床面積の合計が5,000㎡以上				179,000	125,000		
誘導仕様基準以外			当該部分の床面積の合計が300㎡未満	69,100	48,500		
			当該部分の床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満	116,000	81,000		
			当該部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満	196,000	138,000		
			当該部分の床面積の合計が5,000㎡以上	281,000	197,000		
非住宅部分		モデル建物法(注3)	当該部分の床面積の合計が300㎡未満	87,100	61,100		
			当該部分の床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満	110,700	77,600		
			当該部分の床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満	145,700	102,100		
			当該部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満	235,700	165,100		
		標準入力法等(注4)	当該部分の床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満	309,000	216,000		
			当該部分の床面積の合計10,000㎡以上25,000㎡未満	371,000	260,000		
			当該部分の床面積の合計25,000㎡以上	435,000	305,000		
			当該部分の床面積の合計が300㎡未満	227,100	159,100		
非住宅部分		標準入力法等(注4)	当該部分の床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満	284,400	199,200		
			当該部分の床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満	367,100	257,100		
			当該部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満	523,700	366,700		
			当該部分の床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満	646,000	453,000		
			当該部分の床面積の合計10,000㎡以上25,000㎡未満	763,000	535,000		
			当該部分の床面積の合計25,000㎡以上	871,000	610,000		

注1 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が別に定めるものが提出された場合

注2 (注1)以外の場合

注3 一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)に規定する屋内周囲空間の同号イ(1)に規定する年間熱負荷(以下「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。)の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法

注4 実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法

※ 詳細は「新宿区環境土木・都市計画事務手数料条例」をご参照ください